

登別市地場産品創出等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域特性を生かした魅力ある新たな地場産品等の創出や既存の地場産品等の品質及び生産性の向上等につながる取組を支援することにより、地域経済の活性化及び地場産業の振興並びに市民生活の質の向上を図るため、予算の範囲内において登別市地場産品創出等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、登別市補助金等の事務取扱に関する規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング 市長が別に定める公募要項等（以下「公募要項等」という。）に基づき採択された事業について、当該事業を実施するために必要な資金を補助金として交付するため、ふるさと納税の仕組みを活用して、市が指定するインターネットサイトで寄附を募集し、その原資を調達することをいう。
- (2) ふるさと納税 個人が地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び第314条の7の規定に基づき総務大臣に指定された市町村等に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附額のうち2,000円を超える部分について、寄附金税額控除により所得税と住民税から原則として全額が控除される制度をいう。
- (3) 企業版ふるさと納税 企業が地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号の規定に基づき国が認定した地域再生計画に位置づけられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して寄附金を支出した場合に、法人関係税から税額控除される制度をいう。
- (4) 返礼品等 市が寄附金の受領に伴い寄附者に対して提供する市の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するもの（以下「地場産品等」という。）であって、地方税法の規定に基づく告示（平成31年総務省告示第179号）等により総務大臣が定める基準に適合するものをいう。
- (5) 民間ポータルサイト 民間企業が運営する市町村等がふるさと納税による寄附募集を行う窓口となるインターネットサイトをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、公募要項等に基づく提案事業者の公募により採択された者のうち、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の完了後5年以上、返礼品等の提供等の業務に取り組む意志がある者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 補助対象事業の実施主体でない者
- (2) クラウドファンディングの実施にあたり設定された目標金額（補助対象経費の

2分の1に相当する額から算出した寄附受入額をいう。以下同じ。)を達成していない者

- (3) 市内に事業所等を設置し、自らの責において継続して事業に取り組む意志がないと市長が認める者
 - (4) 公序良俗に反する行為を行った者又はそのおそれがある者
 - (5) 国税又は地方税の滞納がある者
 - (6) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年条例第22号)第2条第1号から第3号までに規定される者
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者。ただし、スナック、バー等の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項に基づく飲食店営業の許可を受けて事業を営む者を除く。
 - (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を行う者
 - (9) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体又は政治活動を目的とした事業を行う者
 - (10) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体又は宗教活動を目的とした事業を行う者
 - (11) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適当であると市長が認める者
- (補助対象事業及び補助率等)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が行う返礼品等としても提供できる新たな地場産品等の創出又は既存の地場産品等の生産性の向上若しくは規模の拡充につながる事業とする。

- 2 補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 3 補助対象経費の区分、補助率及び限度額については、別表のとおりとする。
- 4 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 クラウドファンディングにより受領した寄附金の額から補助金の額を差し引いた寄附金は、登別市ふるさとまちづくり応援寄附条例(平成21年条例第1号)第5条第1項第1号に規定するまちづくり応援基金により管理するものとする。
- 6 市長は、第6条第1項の規定による補助金の交付の可否の決定前に既に実施済み又は実施中の事業について、補助金の交付の対象とすべき特別の理由があると認めるときは、補助対象者からの事前着手の届出をもって、補助金の交付の対象とすることができる。ただし、交付決定の日の属する会計年度の末日までに事業が完了す

るものに限る。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登別市地場産品創出等支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）又は市が指定するインターネット上の所定の電子申請フォーム（以下「申請フォーム」という。）に市長が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出するものとする。

2 申請者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について補助金の交付申請前に確認しなければならない、登別市地場産品創出等支援事業補助金交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、登別市地場産品創出等支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、適当でないと認めたときは登別市地場産品創出等支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する登別市地場産品創出等支援事業補助金交付決定通知書を、増額又は減額変更するときは、登別市地場産品創出等支援事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により行うものとする。

3 市長は、前2項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付決定前の着手)

第7条 申請者は、事業の効率的な実施を図る必要があり、又は事業の実施に当たりやむを得ない事情がある場合で、前条に規定する補助金の交付の可否の決定前に事業に着手するときは、あらかじめ登別市地場産品創出等支援事業補助金事前着手届（別記様式第5号）又は申請フォームにより市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の経理等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業に係る収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 交付決定者は、前項の証拠書類を補助対象事業が完了した（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助対象事業の内容の変更等)

第9条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ登別市地場産品創出等支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（別記様式第6号）又は申請フォームにより市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき。

(2) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、適当と認めるときは、登別市地場産品創出等支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 交付決定者は、市長が状況報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したとき又は第9条第2項の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定の日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、登別市地場産品創出等支援事業補助金実績報告書（別記様式第8号）又は申請フォームに添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付決定者が登別市地場産品創出等支援事業補助金実績報告書をやむを得ない理由により前項に規定する期限までに提出できない場合は、期限について猶予することができる。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条第1項に規定する報告があった場合において、登別市地場産品創出等支援事業補助金実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、登別市地場産品創出等支援事業補助金確定通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知する。

2 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を求めるものとし、返還期限は市長が別に定める日とする。

（補助金の交付）

第13条 前条第1項の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、登別市地場産品創出等支援事業補助金交付請求書（別記様式第10号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。ただし、補助対象事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適切と認めるときには、一括又は分割して交付することができる。

2 前項ただし書きに基づく補助金の交付を受けた者は、登別市地場産品創出等支援

事業補助金精算報告書（別記様式第 1 1 号）又は申請フォームにより市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 1 4 条 市長は、第 9 条第 1 項第 2 号の補助対象事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 6 条第 1 項による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）交付決定者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の指示に違反した場合
- （2）交付決定者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- （3）交付決定者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- （4）補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- （5）前各号に掲げる場合のほか、市長が適当でないと認める場合

2 市長は、前項の規定による取消し又は変更をした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができるものとし、その返還期限は、市長が別に定める日とする。

（財産の管理及び処分の制限等）

第 1 5 条 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等のうち、市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が 5 0 万円以上の財産とする。
- 3 財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的等を勘案して、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間（土地の取得の場合は 1 0 年間）とし、交付決定者は、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、交付決定者が前項の期間内に取得財産等を処分したときは、交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を市に返還させることができる。

（実施効果の報告）

第 1 6 条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日の属する会計年度及び当該年度の翌年度に補助対象事業の実施効果について、市長に報告しなければならないものとし、その報告期限は、市長が別に定める日とする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合において、その効果が想定される事業効果等と比べ充分ではないと認めるときは、その改善を求めることができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第４条関係） 補助対象経費及び補助率

補助対象経費	補助対象事業を実施するために直接必要な経費
	土地取得費（測量費、造成費を含む）
	施設整備費
	施設・設備の撤去に係る経費
	土地建物等賃借料(補助対象事業の完了の日までの期間のものに限る)
	内装・設備・施工工事費
	建物改造費
	備品費
	借料・損料
	消耗品費（現地調査時に確認できるものに限る）
	委託費・外注費
	通信運搬費
	広告宣伝費（補助対象経費の総額の１０％以内とし、寄附金の募集に係るものを除く）
	その他市長が特に必要と認める経費
	※現地調査時に確認できないものは、新たな地場産品等の開発に要する経費、広告宣伝費に限る。
	【土地取得費を交付の対象とする要件】 ・公募要項等に基づく提案事業者の公募時点で具体的な候補地の選定が完了していること。 ・新たな工場等の設置を伴う事業であること。 ・既存工場等も含めて、全体の生産能力を減少させる等ではないこと。 ・土地取得等の契約後２年以内に工場等の稼働を開始すること。 ・新規雇用の創出、雇用者数の増加につながること。 ただし、以下の経費は補助対象外とする。 ・公租公課、消費税及び地方税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、交際費、返礼品等の費用に含まれる経費（原材料費又は梱包資材費等） ・領収書が無い等により支出の根拠が確認できない経費 ・その他市長が不適切と認める経費
補助率	１０分の１０以内
補助金の額	補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。た

	だし、以下①②③の合計額を上限とする。 補助対象事業に係るクラウドファンディングにおいて ①市直営サイト「登別市ふるさと納税公式サイト」で受領した寄附金の10分の4に相当する額 ②民間ポータルサイトで受領した寄附金の10分の4に相当する額 ③企業版ふるさと納税で受領した寄附金の10分の10に相当する額
--	--

別紙（第5条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が、暴力団（登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号に規定される者をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第2条第2号に規定される者をいう。以下同じ。）である。
- （2）法人等が暴力団関係事業者（登別市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第3号に規定される者をいう。）である。
- （3）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等している。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等している。
- （6）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。